

衛生研究所等施設整備等事業 V E 提案要領

1 総 則

本要領は、神奈川県衛生研究所等施設整備等事業実施方針 8__ (5) で規定する応募者の権利 (以下、「V E 提案」という。) を応募者が行使するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

2 スケジュール

年 月	全体事業	V E 提案
4 月下旬	◆実施方針の公表及び意見招請等の公示	◆V E 提案要領の公表
4 月 28 日	◆衛生研究所等施設整備等事業説明会	
5 月中旬	◆実施方針に対する質問回答 質問 5 月 17 日 (水) ~ 19 日 (金) 回答 6 月 14 日 (水)	◆V E 提案要領に対する質問回答 質問 5 月 24 日 (水) ~ 26 日 (金) 回答 6 月 14 日 (水)
6 月上旬	◆特定事業の選定 (V F M の公表)	
6 月下旬	◆実施方針に対する意見招請 6 月 26 日 (月) ~ 30 日 (金)	
7 月中旬	◆意見等に対するヒアリング	
8 月下旬	◆入札公告 (入札説明書等の公表) ◆衛生研究所等施設整備等事業入札説明会	
9 月上 ~ 中旬	◆入札公告に対する質問回答	◆V E 提案要領に対する質問回答
9 月下旬	◆入札参加資格確認申請書の提出 ◆入札参加資格審査	◆V E 提案書の提出 ◆V E 提案に対するヒアリング ◆V E 提案審査
10 月中旬	◆入札参加資格確認書及び V E 提案審査結果の通知	
11 月中旬	◆提案書の提出 ◆提案に対するヒアリング	
12 月下旬	◆提案審査 優秀提案の選定	
1 月下旬	◆仮契約	
3 月下旬	◆事業者との本契約	

3 V E 提案の範囲

V E 提案の範囲は施工方法及び工事材料等設計図書に記載のあるもの全てを対象とします。ただし、次に該当するものは除きます。

- ①機能、性能、品質が著しく落ちるもの
- ②工期の延長を伴うもの
- ③周辺地域に対して工事中の騒音、振動等が増加するもの
- ④主要構造部に大きな変更を伴うもの

- ⑤デザインが設計の意図と大きく異なるもの
- ⑥平面計画に大きな変更を伴うもの
- ⑦設備計画に大きな変更を伴うもの
- ⑧環境負荷が増大するもの及びリサイクル率が低下するもの
- ⑨その他これらに類するもの

なお、上記に該当する場合でも、ライフサイクルコストを縮減し、建築物及び工作物の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るためにより大きな効果が得られると認められるものについては、この限りではありません。

4 質問回答

本VE提案要領について、質問のある場合はそれぞれ次により、質問書を提出してください。なお、VE提案範囲についての質問に関しては、応募者のノウハウ及び技術力と密接に関連する部分が多いことから、これを保護するために、質問者に対してのみ回答し、非公開とします。

①VE提案要領に関する質問（様式1）

受付期間 平成12年5月24日（水）～5月26日（金）

回答日 平成12年6月14日（水）

②VE提案範囲に関する質問（様式2）

受付期間 ①に同じ

回答日 ①に同じ

③VE提案要領に関する質問（様式1）

受付期間 9月上旬を予定しています。

回答日 9月中旬を予定しています。

④VE提案範囲に関する質問（様式2）

受付期間 ③に同じ

回答日 ③に同じ

提出方法 指定様式により、持参、郵送、e-mailのいずれかによります。

提出場所 〒231-8588 横浜市中区日本大通り1（郵送の場合は住所不要）

神奈川県衛生部衛生総務室 新衛生研究所整備担当（県庁分庁舎6階）

E-mail neweiken.26@pref.kanagawa.jp

受付期間 上記期間の午前9時～午前12時、午後1時～午後5時（最終日必着のこと）

いずれの場合も、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

回答方法 回答日以降に質問書提出場所にて回答します。

なお、一般的事項については、衛生研究所ホームページでも公開します。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/eiseisomu/neweiken.htm>

質問及び回答について、電話及び口頭による対応は一切行いません。

5 VE提案書の提出

応募者はVE提案を行う場合は、次の事項を記載した書面（様式3）に県として判断ができる資料、図面その他を添付して県に提出してください。なお、提出されたVE提案書

(添付資料含む)は返却いたしません。

- ・ V E 提案の目的
- ・ 設計図書に定める内容と V E 提案との対比 (変更方法)
- ・ V E 提案の効果
- ・ V E 提案実施に際しての懸案事項及びその対策

提出方法 指定様式により、郵送又は持参してください。

提出場所 4に同じ

提出期限 9月下旬を予定しています。

6 審査

応募者から提出された V E 提案は衛生研究所整備審査委員会において、内容の適否について審査を行います。

なお、審査委員会に先立って、提案内容のヒアリングを予定しています。その際には、追加資料の請求を行う場合があります。

7 審査結果の通知

V E 提案の採否については、審査後速やかに書面 (様式 4) により、その理由を付して通知します。提案可とされた V E 提案についてのみ、これを反映した事業提案を行うことができます。

8 提案内容の保護

V E 提案の内容については、応募者の技術力や創意工夫を保護するため、審査の採否にかかわらず、その部分が一般的に使用されている状態と、県が文書その他のもので合理的に判断した場合には、県は無償で使用できるものとします。それ以外については応募者の承諾を得た場合に限り、県はこれを使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではありません。

9 費用負担

V E 提案に要する費用は、全て応募者の負担とします。また、V E 提案を実施するに際して、建築基準法その他の手続きが必要なものについて、応募者の責任と費用負担により行ってください。

10 品質保証 (責任の所在)

原設計図書に関する品質は県が保証します。ただし、V E 提案によって変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分について、品質保証及び発生する費用負担など一切の責任は提案者が負うものとします。また、県が V E 提案を適正と認めることにより、提案者の責任が軽減されるものではありません。

11 担当設計事務所

事業者が V E 提案による設計図書の変更を行おうとする場合、本事業を担当する設計事

務所（以下、「設計事務所」という。）において設計図書の変更を行わなければなりません。なお、それに要する費用は、応募者の負担とします。その金額については、VE提案審査結果通知書において県より指示します。

また、変更した設計図書は県により確認を行います。

なお、応募者が有する工業所有権等の排他的権利やその他の権利について、設計図書を変更するに際して必要な権限は設計事務所に付与してください。

設計事務所 (株)伊藤喜三郎建築研究所

1.2 VE提案が実施できない場合

採用されたVE提案が、工事着工前又は工事中に実施不可能となった場合は、原設計のとおり実施するものとします。なお、これによる契約金額及び建設工期の変更は行いません。その際には、事前に県に報告し、その確認を受けてください。

また、これにより、県が損害を被った場合等は損害賠償請求等を行う場合があります。

1.3 著作権

設計図書に関する著作権は、神奈川県設計業務委託契約約款第6条の規定に基づき、設計事務所又は神奈川県及び設計事務所に帰属します。VE提案に基づき、変更された設計図書の著作権も同様とします。

1.4 問い合わせ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通り1

神奈川県衛生部衛生総務室 新衛生研究所整備担当（県庁分庁舎6階）

電話 045(210)5029（直通）

FAX 045(210)8862

E-mail neweiken.26@pref.kanagawa.jp

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/eiseisomu/neweiken.htm>

(様式1)

VE提案要領に関する質問書

質問者	所在地 商号又は名称 担当者名 連絡先
VE提案要領記載項目	ページ 項目
質問内容	

(様式2)

VE提案範囲に関する質問回答書

質問者	所在地 商号又は名称 担当者名 連絡先
VE提案範囲の区分	工種 部位
質問内容	
回答	

(様式3-1)

衛生研究所等施設整備等事業

VE提案書

所在地

商号又は名称

担当者名

連絡先

(様式 3-3)

VE 提案書 (提案書 - 1)

		番号*
1 VE 提案範囲の区分	工 種 部 位	
2 VE 提案の目的		
3 設計図書に定める内容と VE 提案との対比 (変更方法)		
原 設 計	VE 提案	

*様式 3-2 の番号と一致させてください。

(様式3-4)

VE提案書 (提案書-2)

			番号※
4 VE提案の効果 (※コスト縮減効果の項目は適宜工夫してください)			
コスト縮減効果	原設計	VE提案	効果
初期建設費 修繕更新費 維持管理費 水光熱費 その他経費			
計 (LCC)			
その他の効果 (定性的評価等)			
5 VE提案実施に際しての懸案事項及びその対策			
懸案事項		対策	

※様式3-2の番号と一致させてください。

